みんぱくリポジトリ
国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnolo

清代雲南武定彝族土目那氏の動態にみる官：彝関係

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-05-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 野本, 敬 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00000929

野林厚志編『東アジアの民族イメージ ―― 前近代における認識と相互作用』
国立民族学博物館調査報告　104:27–47(2012)

清代雲南武定彝族土目那氏の動態にみる官―彝関係

野本　敬
帝京大学

1　はじめに

本稿では中国王朝の統治体制下で存続した彝族社会の動態を，18世紀末～19世紀にかけての社会変化をふまえ検討する。

本稿でとりあげる「彝族」は中国西南地域，四川省・雲南省・貴州省・広西壮族自治区を中心に分布し，2000年の人口調査では総人口776万人，地域ごとにみると四川省に212万人，雲南省に471万人，貴州省に84万人，広西チワン族自治区に0.9万人が居住している[1)]。言語系統はチベット・ビルマ系彝語支に属し，独自の民族文字と文献を有することが知られている。但しその内部には差異の大きい多数の小集団を有し，相互方言間の差異も大きく，実際に意思疎通を行うことは困難である。

今日の彝族の民族イメージの根源は四川省涼山の集団に端を発しており，それは20世紀前半に近代学術研究が開始された折，今日の四川省涼山地区の集団が当時の政府と先鋭的に対立し，かつ一種の奴隷制度が行われていたことが注目を集めたことによっている[2)]。こうした奴隷制度は当時の社会進化論的な視点から「原始」遺制の継続とみなされ，発展段階論の好モデルとして解釈されることとなった。また結果として20世紀の涼山彝族が“野蛮”イメージを伴ってこんにちに至る彝族イメージを規定していくことになったのである。しかし歴史的にみれば，彝族は独自の国家こそ建設しなかったものの独自の自律的政治体を形成しており，特に明代以降四川・雲南・貴州交界地域で王朝から「土司」に任命された「ノス」と自称する集団の情況こそが重要な意味をもってくる。

ここで彝族土司階層と中国王朝との歴史的関係をふりかえっておくと，こんにち当該地域の彝族の先民と中国王朝とが接触を開始したのは宋～元時代とされる（佐竹 1989)。ついで明朝の雲南征服（1364年～）時，雲南・四川・貴州交界地域彝族集団は相互に連携をとり明朝に抵抗した。のちに明朝に帰順した首長は明朝より官職を授与され，「土司」として世襲統治が認可された。彼ら彝族首長を結び付けていたのは，各氏族が兄弟関係にあるという神話的系譜観念「六祖神話」の共有と系譜の重視，また相互に同族・同階級内での姻戚関係ネットワークに基づく地域的権力ブロックの形成であった（栗原 1982)。しかし彼らは相互の自律性が高く，統一的国家を形成した歴史はなかった。清朝雍正年間の「改土帰流」政策により，彝族の政治体は軍事鎮圧・解体され，直轄地化されていくことになる。彝族の一部は四川省涼山地区などへ逃亡し，一部は王朝統治

下で郡県制下に編入して生存することを選んだ。

これまでの先行研究をふりかえっておくと，当該地域の彝族史としては先駆的研究として（方 1984）・（胡 1981）・（栗原 1982）などがあげられ，また民国期の民族エリート輩出の前史として（潘 1999）があり，また19世紀涼山地区における移住民と在地民の対立顕在化の事例研究として（菊池 2005）があるほか，貴州西北部の内地化と民族社会の変容について事例研究を行った（温 2008），また明代武定彝族土司についての史料考証に（何 1986），そして直轄地化研究の一環として武定彝族土目について雍正期を中心に検討した（神戸 2002）がある。また，土司制度（現地民族による間接統治）及び改土帰流（直轄地化）の問題として中央政府と土着首長間の妥協の産物としての土司制度の指摘のある（大林 1970），明清期中国西南地域の動態的過程としての性格を指摘する（武内 1997）がある。

これら先行研究でもなおじゅうぶん克服されていない課題としては，民国期以降の先鋭的な対立関係に基づく涼山彝族の“野蛮”イメージがある。これは郡県体制下に編入された後の彝族社会に関する個別研究が不足していることが一因であり，さらには中国の研究に顕著な「民族の始原」への志向，つまり現在の民族枠組，中華民族へ収斂する論理が前提にある「源」と「流」追求という視点の問題点や，相互作用や動態的視点を欠いた王朝と在地民族の二項対立的把握の残存，また個別事例の研究として18世紀後半以降，近代前夜時期の検討が事実上空白に近い点などが挙げられよう。さらに民族側の残した史料の不足により基本的に官側史料に依拠した研究が主であることも指摘できよう。

彝族は既に述べたとおり民族文字による多数の文献を有しているが，継承の過程で多くの異体字の発生や，民族文字の継承と研究が家伝による人材によってのみ行われているなど，非母語者の参入する条件の欠如は否めない。しかも文書の大半は手抄本で，かつ年代記載を欠いていることにより現時点では文献学的考証に大きな困難があり，歴史的史料としての利用には課題があるといわざるをえない。

ただ，中国王朝との接触以降，民族側でも王朝側の文書行政への対応の必要が生じ，その結果民族側でも漢文行政文書が作成・利用されるようになったのである。

そこで今回は清代，雲南省北部武定地域を統治した彝族の首長那氏の残した文献を編纂した史料集『清代彝族那氏土司档案史料校編』を手がかりに問題への接近を図りたい。この史料集に収録された文書は，すべて清代武定彝族那氏によって官署へ提出された文書や民間訴状，連帯保証文書，土司出征記錄，土司衙門での勤務日誌，後継者選出文書，家譜などの原稿であり，時期は清朝初期の順治年間から同治八年までにわたる長期間のもので，その内容も政治，軍事，經済，文化，民族関系，宗族立嗣など多岐にわたる。1943年，北京図書館が子孫の那安和卿より買い取った文書を整理・校訂のうえで1993年に史料集として出版されたものである。

これら彝族側の残した史料から，18世紀以降，特に19世紀に王朝統治下における彝族社会がどのような事態に直面していたかを検討したい。とくに従来希薄だった当時活発な活動をみせた漢族移住民との関わりに着目する[3)]。彝族側から官側に提出する文稿から，官に対する彝族側のスタンスを検討し，そして従来「漢化」というかたちで広義の同化と捉えられてきた過程の捉えなおしを図ろうとするものである。なお本稿では以後那氏「土司」ではなく那氏「土目」と表記する。

2　武定那氏土目：系譜と宗族

さて本稿でとりあげる武定那氏土目の統治領域及び官署であるが，現在の雲南省武定県万徳鎮付近の武定県の最北端付近，北に金沙江を挟んで対岸に現在の四川省涼山彝族自治州会理県を臨む地域にあった。

まず那氏自身のかたる自らの系譜についてみてみよう。これは那氏が官に道光元年（1820）に提出した系譜文書：「歴代宗譜事」（楚雄彝族文化研究所 1993：138）に基づくものである[4)]。それによれば，那氏の始祖は宋代淳熙丁未年（1187）に羅婺部の長となった「阿而」であり，元朝フビライの雲南遠征に際し「矣格」はいち早く帰順し，羅婺万戸侯の肩書を授かり，在地の統治を担った。洪武16年（1383）明朝の雲南戦役に際しては，当時の女性首長である「商勝」が帰順し，武定軍民府土官知府すなわち土司の職位に就き，引き続き地域を統括した。弘治３年（1490）には「阿英」が雲南布政司左参政兼土知府を継承，さらに明朝から「鳳」姓を下賜された。しかし隆慶元年（1567），「鳳継祖」が明朝と争い殺害，直轄地化（改土設流）された。その子「鳳抜」は改めて和曲州土舎に任ぜられる。（後継の）「者峨」は万暦18年（1590）には忠誠により和曲州土官に昇進した。鳳者峨の子は「那」と改姓，那備と名乗り，これが那氏の初代となる。万暦35年（1607）功績により地域統治の権限はその子の「那備」に受け継がれ，その後20世紀民国期まで十代にわたって存続した（表１）（図１）。この記載は原則として漢籍に記載されている史実にしたがっている。

次に清朝統治下での那氏の状況について，先行研究に沿って概要を述べておきたい。神戸輝夫氏は主に清朝雍正年間の直轄地化の過程における彝族統治者層の動態を取り上げ，那氏土目は一貫して清朝に従順であったとする。まず那氏第２代の那天寵は，順治16年（1659）に清朝軍が雲南に遠征した際，いち早く帰順し地域統治の証である官印を返還している。後に再度官印を授与され，清朝から地域統治の継続を容認された。次の第３代那魁は暮連郷土舎の資格で引き続き地域統治を担った。しかし第４代の那徳発の代で，一族間の内紛により“入流編甲”，すなわち直轄地化されることとなる。第５代の那徳洪は隣接する東川・烏蒙の彝族系土司の反乱鎮圧に協力し，配下の「土目」・「土練」を率い清朝軍に参加したばかりか，土職武官としての肩書ではなく捐納により監生の身

表１　那氏土目継承表

授職年代	任官代数	輩行	氏名	肩書	継承関係		備考
崇禎17（1644）年 永暦10（1656）年	1	1	那備	和曲州拾馬土官	鳳奢峨の子	授	明朝・南明政権に協力
順治16（1659）年	2	2	那天寵	和曲州土官	子	継承	清朝に投降、生員資格及び旧来管轄の承認
康熙２（1653）年	3	3	那魁	〃　土舎	子	継承	病身により実権は子の德発が引き継ぐ
康熙42（1703）年	4	4	那德発	〃　土舎	子	継承	弟との財産争いにより身分剥奪、直轄地化
雍正２（1724）年	5	4	那德洪	監生・県丞	弟	授	捐納で監生、軍功で県丞の肩書獲得
乾隆11（1746）年	6	5	那嘉猷	捐納廩生／環州土舎	子	継承	
乾隆25（1760）年	7	6	那顕宗	捐納監生／環州土舎	継子	継承	
嘉慶18（1813）年	8	7	那振興	土舎／軍功六品頂戴	継子	継承	元の名を振祖、乃木崗那家・那宗善の子
咸豊（1851～）年間？	9	8	那仁安	慕連土舎	長子	継承	病弱のため母沙氏が実権
同治12（1873）年？	10	9	那靖保	慕連土舎	次子	継承	兄康保の病により継承
民国（1911～）年間？	11	9	那安和清	慕連土舎	靖保第六夫人	継承	
民国11（1922）年	12	10	那維新	慕連土舎	子	継承	

（［楚雄彝族文化研究所1993：p296］を参照・加筆）

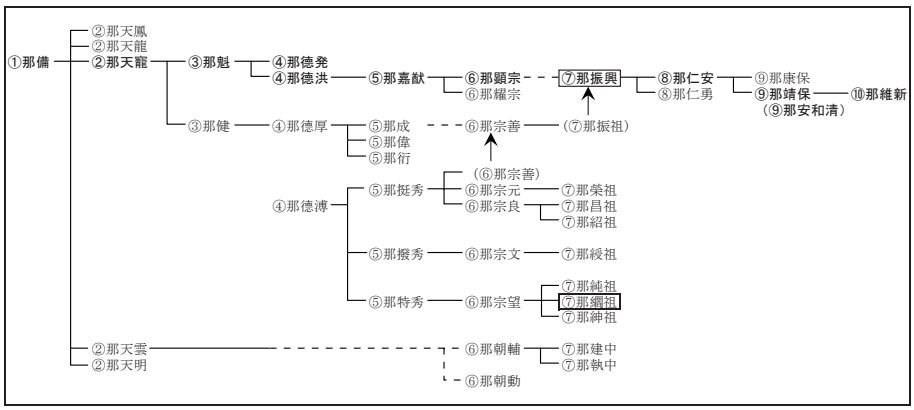


図１　那氏系図　（楚雄彝族文化研究所1993：296を参照・加筆）

分を獲得し清朝の文官に連なる立場として地域統治及び私塩厳禁・専売制の維持や銭糧徴収など清朝統治の末端を担っていた。神戸氏は結論として那氏は清朝統治下でより一層の「漢化」を選択したと結論づけた（神戸 2002）。

ただ神戸氏の主たる関心は清朝の西南中国の直轄地化に際しての現地民族の対応にあり，検討した時期も清朝の雍正年間が主であったこともあり，それ以降，とくに18世紀

以降に西南中国全体を覆った大きな社会変化や，それに伴う地域社会や民族間関係の様相については検討を加えていない。しかし実際は那氏の統治する雲南北部，武定周辺もとくに19世紀以降，様々な問題に見舞われることになった。そこで本稿では主に清朝道光年間・19世紀初頭の那氏の動態を取り上げ，王朝と現地民族，そして周辺社会との相互認識を明らかにしていきたい。

3　四川からの流民と那氏土目

3.1　炭焼き移民の侵入

道光３年（1823）３月[5]，四川会理州からの炭焼き職人「炉戸」が金沙江を渡河して那氏領内の井衣村に入り込み，那氏の“祖輩蓄養封禁之樹”を勝手に伐採，ふいごを設置して炭焼きを行おうとする事件が発生した。土目の那振興は「領内の樹木は先祖代々百余年にわたり培ってきたもので，数年やそこらで育てられるものではない。必要なら土目と対価を斟酌すべきであり，しかる後にはじめて伐採できる。たとえ一帯が人跡稀な山林であっても，いかなる理由であれことわりもなく盗伐はできない」と主張，那振興は官側に“辺界夷地で樹木を涵養することの困難”を考慮し，他所での盗伐を避けるためにも現地山林の封禁措置を要請した。続いて道光４年（1824）正月[6]には昨年12月にやってきた四川人が再び到来，今度は“本巧木各峰内のあらゆる封禁の樹木”が全て彼らによって“盗伐焼炭”されてしまう事件が起こった。土目の那振興の検分によると，（四川人の）起発祥・王鞭匡ら二十余人が盗伐，炭焼きを行っていたため，近隣の里長らとともに川向こうに駆逐したと述べる。今後またこうした輩が茂連辺界で事件を起こすことを憂慮し，封禁の告示三枚の発給と，渡し場での取り締まりとを官に請願している。

道光４年（1824）３月の報告で，那振興は再度事件の経過をこう説明している[7]。「豊楽堡（地名？）の起登雲・張徳たちは四川のならず者の起発祥・王鞭匡など総勢十人あまりと結託して，わたしの領内である井衣などの村々で護ってきた水源林を勝手に伐採して炭に焼いてしまい，強引に居座って盗みや博打をはばかることない有様で，夷（いみんぞく）の民衆に害をなしています」。ここで土目・那振興は，四川の“炉戸”の活動は不法の森林伐採・炭焼きにとどまらず，治安悪化を招いていることを述べ，さらに自らを「害を被る夷（いみんぞく）」と主張，官の「小をいつくしむ」対応を引き出そうとしていることが注目される。

このころ越境してくる移住民の流入が顕著になってきており，道光11年（1831）２月[8]には“四川のならず者”十数世帯が武定境内に入り込み，かってに住みついて耕作をはじめる事件の発生について報告している。土目・那振興が実地検分した際，四川からの移住民たちは「天下の土地を天下の民衆が耕すことに何の不都合があるのか」と主張した。那振興もその言い分に一定の道理があると理解は示したものの，問題は彼らの人数であった。移住し定住しようとしていた人々の数は数十世帯以上に達していたのである。

那振興が警戒したのはその中に無法者が潜んでいる可能性であり，騒動の火種を絶つためには最終的には追い出さざるを得ず，官にその許可を頂きたい，と上申した。

道光年間以降，武定那氏土目の領内では四川からの移民が金沙江を渡河して入り込み，勝手に伐採や耕作を行おうとして現地民との間に摩擦を生んでいたのである。

3.2 四川会理州の移民到来の背景

それではこうした四川からの移民たちはなぜこの時期に対岸の武定に，しかも木材を目的として入りこんできたのだろうか。移民たちの故郷，四川省・会理州は金沙江を挟み武定の対岸に位置しており，歴史上の記載は漢代にまで遡る交通の要衝である。とはいえ実質的な開発が進展したのは清朝統治以降であり，とくに乾隆～嘉慶年間以降外来の移住民が急増した（表２）。これら外部の移民を誘引した要因としてはまず第一に鉱山，とくに銅山の開発が挙げられる。ここで注目すべきは鉱山で採掘された鉱石の精錬や，鉱山労働者の日々の生活を支えるために大量の燃料が必要であったことである。当時鉱石の精錬は木炭が主要な燃料であり，その供給源は多くが周辺の山林由来であった。結果鉱山開発の発展は周辺山林を急速に消費していく一大要因となったと考えられる。

第二の要因としては農業開発，特に山地の開発すなわち森林開墾による農地拡大が顕著となったことである。更にタバコやサトウキビなど商品作物の栽培が広範に行われることになった点が特徴となる。この変化はほんらい新来ということで決して有利ではないはずの移住民が，移住元とのつながりをもとに交易ルートを構築することによる富裕化する趨勢と，つてのない先住者がかえって貧困化する現象を招くことになった。

第三の要因としては当時山貨として高い利益をもたらすカイガラムシワックスの生産・加工が挙げられる。このワックスは民国期に工業ワックスが普及するまでこの地域で大きな利益をもたらす「山貨」であり，カイガラムシの取引市場「虫会」には多数の商人が参集するばかりでなく，周辺産業（宿泊や飲食など）も巻き込んだ市場を形成するものであった。同時にカイガラムシは特定の樹木について生育するものであり，育成のための森林確保の動きも進行することになった。こうした森林は当然勝手な伐採はできないことになる。

表２　会理州戸数変遷

年号	戸	備考
明 永楽元（1403）年	1,152	
明 嘉靖元（1522）年	2,194	
清 雍正６（1728）年	漢戸 2,536	附近夷民 3,306
清 乾隆59（1794）年	8,891	
清 嘉慶元（1796）年	20,187	

同治『会理州志』巻九より作成。

こうして鉱山開発による燃料需要の増大や山林開墾・農地化による森林の減少は次第に伐採可能な限度をこえ，過度の資源利用による森林の枯渇，すなわちはげ山化を招くことになった。こうして燃料としての木材の枯渇，いっぽうで森林があったとしても勝手に伐採できるとは限らない―― カイガラムシ育成林の場合は所有者がいる ―― ため，必然的に燃料は外部に求められることになった。おそらく金沙江を渡河し武定に入り込んで森林伐採を行う背景はこうしたものではなかったかと思われる。

ただここで問題なのは外部から多数の移住者をひきつけた諸産業は，その経営は決して安定的なものではなかったことである。例えば鉱山は採掘コストの増大による採算悪化や鉱脈の枯渇などの原因で閉山することもしばしばで，その際は集まった労働者はすぐさま流民の源となった。これら流民の中にはときに不法分子が存在しており，しかも大きな利益を生む「虫会」は彼らをいっそう引き付け，在地社会に混乱を招く一因ともなった。移住民にとっての「無主」の“新天地”への原動力はおおむねこうしたものであり，かつこの趨勢は当時の金沙江流域一帯で同様であったと考えられる[9)]。この時期農業開発と鉱山開発の進展が多数の漢族移民を寄せつけ，さらに外部の市場と連携した商業資本の影響により少数民族の従来の生活圏を侵していくという状況は，西南中国全体で進行する事態であった。

4　彝族土目の森林管理とその観念

では，彝族にとっての森林観念はどのようなものであったのだろうか。これをものがたる史料に，乾隆年間に那氏土目（当時茂連郷監生の資格で統治を行っていた那顕宗）が「所管の先祖伝来の山々並びに涵養樹木一覧」として官に提出した文書『造報暮連郷四至并蓄養雑樹清冊』[10)] がある。表３に整理するとおり，そこでは山場の名称，東西南北の地区境界，樹木の数量が記されている。この詳細な記載から森林と樹木をリストアップして管理・所有する観念は，さきに述べた四川人がやってきた際の対価について討議なしで勝手に伐採したことへの抗議でも明らかであり，しかもこれに先立ち姻戚親族に対し事前協議によって木材（燃料）を融通していた事例が存在していた。雲南・武定の那氏と，対岸の四川・会里村土百戸の沙氏とは通婚関係があり，道光２年（1822）に会里の沙澄清が“四川では燃料調達が困難”と，武定の那振興に対し“樹木を伐採し木炭にして利用”することを依頼した際，那振興は「土目の妻の弟であればどうして許可しないことがあろうか，と「洒補茲」（地名）の山・箐（たに）の樹木千余株を与えた[11)]」。これは四川人が不法伐採を行った際の那氏が主張した「森林は土目と（対価を）交渉してはじめて利用できる」実例であり，林産資源を一種の財として重要視していることが明らかである。

さらに四川の流民に森林を伐採されたことに関し，現地民衆の嘆きとして述べられる

表 3　造報暮連郷四至并蓄養雑樹清冊

No.	山場名称	地区境界				樹木数量（余株）	備考
		東	南	西	北		
1	茂連布需魯山場	鎖拆魯	自鳥扯姑争乍作郎争糕粮地	阿簡魯期群左艾土闢山嶺、矣哈巣盛歹召補塊阿移永地界	多照簡牽渇幸密簡木畔郎	15000	內山十五嶺
2	万德村山場	法土塊	万波郎	克己地界	自巧魯	12000	內山十五嶺
3	猛果村山場	山頭阿故密地界	山頭水口地界	大管必的里地界	紅岩下對面小等沙則祖地界	5000	內山三嶺
4	心的里村山場	村旁	猛果田	河	猛果田	30	內山一嶺
5	必普甸村山場	河	菁覺納則地界	旧寨山頭環洲地界	木密郎地界	300	內山三嶺
6	木密郎山場	河	必普甸地界	大岩環洲地界	臥則里地界大箐	80	內山一嶺
7	万則里山場	上阿東甸地界	木密郎地界	法扒地界		100	內山二嶺
8	矣土折村山場	達烏魯箐	托老法故	志裡地界	岩脚河辺他郎地界	800	內山三嶺
9	著下塊村山場	落折歹誤	達烏魯	三凹楊監生地界	往羅郎大箐	8000	內山三嶺
10	怒尾村山場	羊怒愛布本簡	法補法牽	落折歹誤	麻衣你赤左維木舍革本赤魯	8000	內山目嶺
11	飛際落革村山場	矣簡革	支臥	草郎争	價塔施期里法牽	200	內山四嶺
12	更歹付山場	古嘎、里阿堵牌	施期里山頭	本村下岩脚	鍋西山嶺度都歹	600	內山五嶺
13	落靳村山場	他枝塊	鍋西山頭	矣且臥	矣朵末山嶺	300	內山四嶺
14	万納村山場	鍋西	義河	臘莫闢	以且臥	100	內山五嶺
15	矣朵末村山場	賒先卑念	落勒	普利	賚度塊	100	內山四嶺
16	普利村山場	法塔	岩頭	你臥宰左	法誤山尾	20	內山二嶺
17	賚度塊相山場	莫迫老	法塔	大石頭魯南慢	托郎箐	200	中山三嶺
18	魯納誤二村山場	矣朵禾	普利	江辺	絞乃矣土折地界	60	內山三嶺
19	阿母勒村山場	他里地界	河	岩	大岩	150	內山一嶺
20	永插村山場	小山頭	山嶺	岔河	河他里地界	100	內山一嶺
21	洗哈折村山場	日心地界	大箐落期地界	岩普乍地界	大箐人嘎地界	10	內山一嶺
22	花園放得村山場	著宗塊昂志塊	阿洒郎	法得老争河辺	多志里法土塊	900	內山五嶺
23	卑茲古村山場	達慢岩頭	罵衣地界	波波里地界	知四僻地界	20	內山一嶺
24	賚衣村山場	羅及四	宰耄以都	羅達	故莫牽河辺	9000	內山四嶺
25	密折村山場	落以刀	万莫宗且老	法塔	四里河	20	內山一嶺
26	矣赤当村山場	小矣龍岩頭	香樹猛果地界	矣哈老乍	法土補海南地界	200	內山四嶺
27	水口落群四村山場	矣哈都地界	阿本宗過地界	法塔地界	覺納則河辺	300	內山一嶺
28	密南古村山場	河洒老	本村魯魯法牽	刀甲歹阿固密地界	山嶺阿固密地界	30	內山一嶺
29	法古村山場	他歹古	度郎普乍地界	四左宗矣都你	色歹故	100	內山一嶺
30	新村山場	度都得	箐	永西里地界	故莫牽則開地界	150	內山二嶺
31	已特村山場	法革卧母猪台地界	拜覺歹咱喇地界	岩頭密說郎地界	木衣老当虐地界	500	內山五嶺
32	阿本宗故村山場	卧波咱喇岩頭	当虐箐	討來慢岩頭	水口地界	250	內山四嶺
33	當虐村山場	木衣拉已特地界	密說拉地界	務老拆	山阿本宗故地界	90	內山二嶺
34	密說郎村山場	山頭已特地界	諾古箐	海山頭	慢老拆地界	80	內山一嶺
35	阿別哈既密村山場	西魯箐	白岩頭脚	半坡新村地界	岔河密說郎地界	120	內山二嶺
36	他來誤村山場	半山阿本宗故地界	響水當虐地界	務老折地界	法塔地界	10	內山一領
37	老母壩村山場	怕補衣	木臘脚矣朵	河	浪泥箐	600	內山四嶺
38	多非塊村山場	老母壩河	阿舒都	阿宰務	法塊簡	700	內山三嶺
39	小法塊村山場	波布里山頭	期赤四呈	卑茲古山頭	灼知矣你	800	內山五嶺
40	五曲革村山場	普利岩頭	本找山頭	江	女臥子	20	內山王嶺
41	鎖鎖村山場	木羅当矣都他法古地界	岩頭矣哈都地界	落誤補大則裡地界	且賦臘鍋阿故密地界	15	內山二嶺
42	洒補乍山場	河	故乍拉地界	了口山嶺	木孤古順河糯古地界	450	內山五嶺
43	必彩村山場	罵夜管岩頭扳技花樹	破魯得門首河辺	你阿里小管	波白海田人星井十	10	內山二嶺
44	必朵村山場	以卓多	以則開	小必朵	河	10	內山二嶺
45	昂母登鵝枯魯村山場	牛兆洗衣地界	河	布本簡	羊怒愛萬的里	8500	內山五嶺
46	阿貢密村山場	花園地界	密南古地界	河矣納姑地界	法得地界	230	內山三嶺
47	分奈村山場	横大路	路樓房傍	万溪老大箐	法包果啞口	500	內山二嶺
48	以納老村山場	大期歹啞口	非母曲多	小把拉	猛果四里	300	內山三嶺
49	乍賚村山場	臥波里順你賒寛	麻丹嶺	孟哲作箐	鵝枯魯戛	400	內山三嶺
50	卜魯降底村山場	賀家田	小環洲地界	矣窩革	孤姑山	300	內山三嶺
51	白馬口村山場	補得歹	上阿東甸大箐	河江辺	万溪得地界箐	10	內山二嶺

言葉に，森林が伐採され「水源が枯れてしまえば税を納めることもできず，近隣の村々もここでは立ち行かなくなってしまいます」[12] とあり，森林・樹木の保護と水源保全の相関性や水源林としての観念が意識されていたことがわかる。

加えて「公山」に生える樹木は取らない取り決めをするという一種の公共財としての観念，また一族の祭祀及び崇拝対象としての森・林・樹木といった観念も存在していた。それを物語るのが道光10年（1830）３月に報告のある「盗売古樹案」である。那氏一族の那纘祖は那氏一族の神樹を勝手に伐採し，李聯芳・李占魁・姚正清たちに売却していた。この案件は既に以前の州知事により盗売とされ，那纘祖・李占魁らに期限をきって樹木の代価を返還させ，また今後神樹を勝手に伐採・売却しないという証文をとった。道光11年１月13日，すでに期限を十ヶ月以上過ぎているというのに那纘祖・李占魁は対価を返還しないばかりか，逆に“那姓合族以徳古樹”を切り出す，邪魔をすればただではすまない，と脅迫してきたため，土目（那振興）は官に訴え裁定を求めたのである[13]。

これに対し那纘祖は伐採した森林は公山ではないとしてその利用権を主張する。いわく「以徳」の森林は分家して以降，古来より手ずから植樹して育ててきたもので，伐った木は公山のものではない。那振興の行為は長を恃んだ誣告である。那振興こそ人数を引き連れ勝手に樹木を伐採し製材したばかりか，わたしの租二石五斗をも強奪した。万事が横暴で，同族とは思えぬ振る舞いである，と反駁した[14]。

そこで那振興は血縁関係から始まる案件の背景を陳述する。そもそもわたし那振興と那纘祖の家族間にはかつて財産の帰属について対立があった。那纘祖は万徳（の土目の地位）の継承を謀り後継と詐称し，不首尾に終わると私の生父・継父母の墓を荒らし，一族合同の神樹を盗売した。これまで忍耐を重ねてきたが，今また租を強奪したなどと誣告されては忍耐ならず，官に厳格な取調べと懲罰を請願するのである[15]，と。つまりこの対立は，単純に森林／木材の利用だけではなく，那振興が先代から土目の官職を継承するにあたって係争があったその当時からの経緯を引きずるものでもあった。

両者の主張は真っ向から対立する内容であったが，最終的に州知事は那振興の主張を支持し，那纘祖は那氏一族の公山の樹木を伐採・売却したもので，那纘祖の過失を認定し，半月以内に対価銀六十両を返還させ，今後一族の山林樹木を勝手に盗売しない旨証文をとった[16]。

ここで注目すべきは銀を支払い木を売却してしまったという記述から，この19世紀の時点で商品として木材を売る，また財として森林を扱う趨勢が顕著になっていたと考えられることである。今回史料中で確認はできなかったが，『造報暮連郷四至并蓄養雑樹清冊』にある樹木の本数に至るまで詳細に記載された一覧表の存在は，かつて明代に貴州の彝族土司が朝廷に材木を献上していたように，森林を財として管理する発想の産物であったのかもしれない。

ともあれ森林の伝統的な保護・利用の観念[17] と，財あるいは資源として積極的に活用

するか否かという問題は，那氏一族間の軋轢と財産争いなどの利害もからみ相互告発に発展する事態をうんだことがわかる。これらは最終的に官による裁定で当面の収束をみたようではあるが，財を生む資源として森林を扱う新しい動きには，外部と結びついた商品経済の観念の浸透とそれに対する対応の相違をみてとることができるであろう。

5 社会変化と利害対立

5.1 市場開設にかかわる問題

道光11年（1931）6月，那氏一族である那聯第は，四川からの移住民とともに官に対し市場開設の許可を求める請願を提出した。かねてより那聯第は税の徴収及び民生の双方に至便として，幾度も市場開設の請願を提出している[18)]。これに対し土目の那振興は一貫して同意しなかった。その理由は「茂連はすべて愚民ばかりであり，県城からも離れ，かつ四川に接している。ひとたび市場を開けば搾取を受け，騒動となることは必定で，しかも深い山には不届き者も隠れ易く，禁止しなければ，方々からならず者が集まり大事件となりかねない。よって市場開設を禁止，害を未然に防ぎ，“辺夷”を安んずるよう主張する」[19)] という，地域の安定を念頭においたものであった。結果として既に無許可で建物をたて市場を開いていた四川人たちからは期限をきって家を取り壊し，他所で生計を立てるよう証文をとる[20)] ことになり，市場開設の許可は下りなかったのであるが，ここから那振興の外来移民に対する強い警戒感と，商品経済の進展への消極的姿勢が伺える。しかし同時に一族内でも見解の相違があり，那聯第らは土目とは異なる考えをもっていたことがわかる。

5.2 往来の物理的途絶

那振興は地域の動揺をもたらす移住民の進入に強い警戒感を抱き，同年12月には官に金沙江渡し場の閉鎖を請願し，往来を物理的に途絶させることを提議した。いわく，四川のならず者たちは隣接する禄勧県「志里」の渡し場から渡河してくるもので，彼らの移動ルート沿いや私設市場付近の村々では始終騒動に見舞われている。もし渡し場を閉鎖しなければこれらのならず者はさらに続々とやってきて，追い払うことができなくなる恐れがある。よって四川のならず者を絶ち追い払うために渡し場を閉鎖し“辺夷”を安んずるようお願いする，というものであった[21)]。

ここから当時の武定で既に外来の商人やさまざまな来歴の移住民の流入により，商品経済化が波及し，公の許可は下りていないにもかかわらず既に私設の市場が展開していたことがわかる。それに対し土着民族の反応も商品経済化に伴う利益に注目する立場と，むしろ流入する移住民に混じる“棍徒之類”が不測の事態を引き起こすことを憂慮して抵抗を示す立場と異なる反応がみられるようになった。

5.3　土目の誣告案件の発生

こうした那振興の移住民への否定的イメージは土目による誣告案件すら引き起こす事態となる。事件の舞台となったのは武定北端の井衣村である。那振興の陳述によると，四川出身で井衣村に辿りつき，定住[22]した呉朝貴という人間が，（おそらくは同様に四川から来た）富老二たちが偽銀を使い詐欺をはたらいていると告発したことが発端であった。それに基づき那氏土目は朝廷の指示を仰ぎ捜査をしたが，一番の容疑者が逃亡したため一旦捜査が頓挫した間に，富老二は市場の件で那氏一族の那聯第と結託していたとみられる四川からのならず者数十人と共に呉朝貴の家を襲撃，強盗を行い母親を殺害したと被害報告[23]をあげ，更に付言して「聞くところでは，容疑者は市場開設の件で結託していた流民たちらしい。やはり四川から来た連中が騒ぎを起こしたということで，連中を取り締まり，追い払うよう許可」を請願した。

ところが官 ── 武定州知州 ── の取調べによると，呉朝貴は偽銀の件については認めるも，強盗・殺人については否認，「贋金を使ったという報告はしたが，強盗や自分の母親が殺害された件は知らない」というものであった。しかも「おそらく小的（わたくし）がこの地を騒がせるとして追い払うべく，小的（わたくし）を事件にかこつけて陥れようとしたのでしょう」[24]と土目による冤罪と主張したのである。

事実関係は上記のやり取りからは不明であるが，結果として官側は呉朝貴の再度の審問の結果，最終的に土目側の誣告として逆に土目が譴責される結果となった[25]。当時の彝族の地域首長は，移住民をめぐって様々な騒擾に巻き込まれていた状況が窺い知れよう。

那振興は「土目は朝廷から（軍功の証の）頂戴を授かっている身であり，夷練を指揮し，一切の不逞の輩は逗留させない」[26]と自認するとおり，清朝地方政府の基層職務を担う立場であった。また一連の官に提出した文書の記載からは，土目は官から許可と保証，合法性及びその権威を付与されてはじめて，土着の民衆や四川の移住民に対してさまざまな措置を行うことが可能となる存在であったといえる。論理的には当時の司法や裁判などの権限は官に属するものであり，土目の職務実行は基本的に官の担保があってはじめて合法性と在地での権威を帯び，その権威に対し土着の民衆，一族，四川の移住民は服従する状態であった。言い換えれば，王朝の行政システムの利用如何では土目以外でも戦略的に自らに有利な裁定を引き出すことは可能であり，一族間の相違や在地の騒擾に対し土目の権限には事実上大幅な制限があったのである。

5.4　アヘン問題

雲南の自然環境は山地が多く，農業に適した土地でなくとも生育するケシ栽培に好適であるばかりでなく，利益が大きい商品作物として嘉慶・道光年間より大量の作付けが開始されていた。これに対し王朝側は道光年間にアヘン栽培状況の調査とその禁止措置

を講じた（秦 1998：12–22，155–163）。

武定那氏土目はこの措置に即座に対応し，自ら所管の各村でケシ栽培の有無を調査した。その結果僅かに一族の那糾祖が「以德」の地でケシ栽培を行っていたことを発見し，栽培していたケシ二塊を除去させた。またやはり一族である那聯第の領内でも周玉順がケシ栽培を行っているところを摘発，那聯第に命じ除去させた。しかし当事者である周玉順はこの措置に不服であり，「この仕打ちは明らかに根に持ってのことで，もし除去するというならこちらも過去の懸案を覆す」と主張した[27)]。

当時ケシは利益の大きい商品作物であり，王朝の命令であるアヘン禁止令も一族内の対立を公的命令にこじつけ経済的に打撃を与えて私怨をはらそうとする行為と受け取られかねない状況が発生していたことがわかる。ここでまたも利益追求に積極的な那糾祖，那聯第と，商品経済── アヘン栽培，森林資源利用 ── について消極的で，むしろ統治責任者として地域の安定を重視する土目那振興との間に好対照の姿勢をみてとることが可能であろう。

5.5 一族間の内紛：特に土目の地位継承と，財産に関係して

こうした官の威光を利用し，清朝行政システムに高度の適応をみせていた証拠として，那氏が一族間の内紛を直接北京に直接訴え出る“京控”を行うことで有利な裁定を引き出そうと試みた事例がある。これは元来那振興の前の代の那顕宗・那耀宗の同父異母兄弟が財産の帰属及び土目地位の継承の正統性を争った案件であるが，注目すべきは北京で案件が審議される際，訴えでた那耀宗は異民族であることを強調しない「雲南民人」として兄・那顕宗を財産の独占と系譜への異議を訴えたのである[28)]。しかも中央の史料記載と那氏のそれまでの経緯を記す文稿とでは文脈が繋がらず，恐らくは“京控”のために何らかの論理をつくりあげて臨んだ可能性がある。

これに対し官による裁定は次の通りであった。まず「雲南民人」那耀宗の兄・那顕宗が家系を偽証し家の財産を独占しようとしているという訴えは全くの偽りであること。次に那耀宗は“朱亦甫”（詳細不明）の子であり，先代の嘉猷の子ではない。過去の経緯は既に記録がある。今また家の財産を狙い多岐にわたってでっちあげ，北京まで訴え出るとはまことに悪辣であるとし，訴えでた当の那耀宗こそが誣告をしているとして新疆のイリへ流刑に処される結果となった[29)]。

しかしこの一件でも，王朝統治下の彝族が相当高度に清朝の行政システムに通暁し，利用していたことを知ることができよう。

6 彝族社会の特質と再編

那氏土目の本拠地・茂連地方は「山がちで田は少なく，地味は薄く水は冷たい……」[30)]

と称されるように，がんらい農耕条件にはめぐまれていない土地であった。こうした状況下で土目の地位に付随する利権はその継承の折にはしばしば紛糾を起こし，官の裁定でようやく決着をみる事態がしばしばみられた。それ以外に商品経済の波及に伴う貨幣収入の可能性は那氏一族にも相当の吸引力をもったことも疑いないところである。ゆえに一族の那聯第は移住民と協力してでも市場開設を企図し，再三申請を出したのであり，那纘祖もまた公山の樹木の売却に走り，その一派である周玉順もケシ栽培の利益を無視し得なかったということができる。こうした一族間での対応の相違は，清朝統治の末端を担う那振興としては地域治安の不安定化は容認できないという立場の相違にあったのであり，最終的に官による裁定を仰ぐ結果となった。

ではこうした一族間での内紛を地域社会内で調停できず，官による裁定が必要になる事態は王朝体制下に「組み込まれる」選択あるいは戦略の結果とみなしてよいだろうか。ここで彝族首長の歴史に目を転じると，同種の対立は朝廷からの自律度が高かった明代からすでに頻繁に発生しており（表４），明代，土司家族間で紛争が起こった際，彝族首長が官に保護を仰ぐ事態も起こっていた。武定・尋甸の鳳朝文反乱の際，“瞿氏母子，倶に省城に奔る”[31] などはその一例である。

また彝族土司階層間で同族内婚・同一階層内婚の観念が共有され，姻戚ネットワークが形成されてきたことは既に先行研究で度々指摘されており，今回の武定那氏に関わる武定の鳳氏（明代）・那氏（清代）の婚姻関係の事例を列挙すると（表５）の通りとなる（万・沈 2007）。ただ姻戚ネットワークに基づく相互依存関係あるいは有事（朝廷との戦

表４　主要土司内紛一覧表

時期	対立関係			要因
宣徳	烏蒙軍民府	⇔	烏撒軍民府	土地問題
成化	尋甸軍民府			継承問題
正徳	貴州宣慰使安萬鐘	⇔	弟・安萬鎰と土目烏掛	継承問題
嘉靖	芒部軍民府土舎隴壽	⇔	庶弟隴政と兄妻支禄	継承問題
隆慶	四川東川軍民府	⇔	烏撒軍民府	
	雲南武定府女土官瞿氏	⇔	索林	継承問題
	鎮雄府土官			継承問題
	貴州安国亨	⇔	叔安信	
萬暦	霑益安氏	⇔	隴氏	継承問題
	烏蒙	⇔	烏撒・東川	
	永寧奢世統	⇔	奢世続	継承問題
	永寧宣撫司			継承問題
	建昌土官安氏	⇔	烏蒙土官禄氏	
	烏撒安效良	⇔	安雲翮	継承問題
	霑益州土官禄壽	⇔	禄哲	継承問題

（魏 1989）を参照して作成。

役または一族内紛）の際の多角的安全保障もじっさいは「平時は相互に諍いを起こし，有事の際は相互に救援する」[32] と称されるように決して安定したものではなかったうえ，清朝に従軍し同族相手の戦役に参加した那徳洪の事例に明らかなように，彝族首長間では系譜による声望・実力以外の全体を統合していくような超越的な権威を欠いていたかのように見える。相互の自律性が相対的に高いともいえるが，あるいはこれが彝族首長社会の特質の一端とも考えられよう。

それでは王朝統治下の非漢族 ── 本稿の場合は彝族 ── は官の威光に依存するかたちで一方的に「漢化」していき，その独自性を喪失していくと解してよいだろうか。この点についてはむしろ「土司」・「土目」といった在地の民族リーダーとしての存在形態は王朝統治下に帰順後も一方的に「漢化」されていくというよりは，新たな要素を取り込み翻案受容，再編成していく双方向的複合を促進するものと考えるのが妥当ではないかと考えている。

というのもこれまで見たとおり高度な漢文文書のやりとり以外に，在地ではなおも独自の民族文字・彝文もまた依然広汎に使用されていたからである。例えば漢文の行政文書以外にも漢文・民族文の墓碑や契約文書などが確認できる（張 2007：181–228）。まずこうした石刻や文書の存在そのものが彝族の文化と漢文化の習合といえる。なぜなら彝族の場合，これら石刻や文書の分布は早期から漢文化に接した比較的規模の大きい土司の成立した地域に集中している一方，土司政権の希薄であった地域では稀であり，彝族の伝統自体にはもともとはこうした文書契約や石碑を立てる観念が希薄であったことが推定できよう。

一定程度漢文化を受容している証拠としては，彝文も使用するものの中国式の形式に倣った墓碑の存在などがあげられよう。一例を挙げれば武定「木的黒」村の漢姓を「李」とする彝族の墓碑には彝文の記載もあるものの漢文で墓碑を刻んでいる（朱 1998：97）。

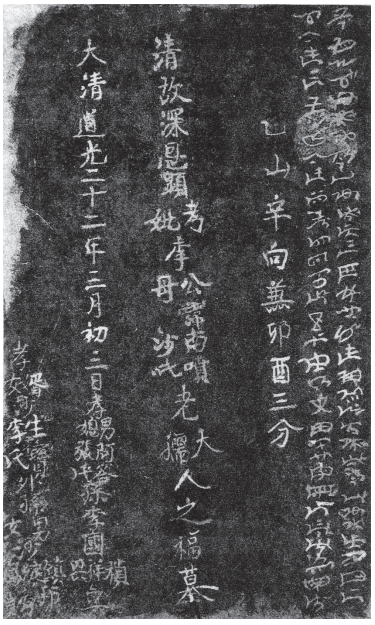
表 5　武定彝族通婚先一覧

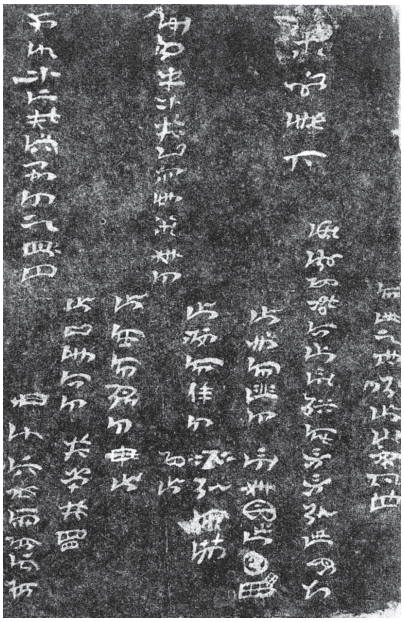
No.	通 婚 先	武定漢姓	朝　代
1	水西宣慰司安氏（貴州）、建昌府安氏（四川）	鳳	明代
2	烏撒軍民府安氏（貴州）	鳳	明代
3	東川軍民府禄氏（雲南）	鳳	明代
4	会川地区（四川）	鳳／那	明代・清代
5	普安龍氏（貴州）	鳳	明代
6	霑益州沙氏（雲南）	那	清代
7	麗江木氏（雲南）※納西族	鳳	明代
8	唐氏（雲南・武定）	那	清代
9	環州土舎李氏（雲南・武定）	那	清代
10	馬司安氏（雲南・武定）	那	清代
11	漢族（雲南・昆明）	那	清末民国

また一方で武定「木的黒」村の漢姓を「高」とする彝族の墓碑には全て彝文でありながら道光23年（1843）の年号を認めることができる[33]（朱 1998：103-108）。

しかしここで注目すべきは，冒頭で官に提出した文書では漢籍記載に従った系譜を報告していた那氏自身も，彝文で自らの系譜を記す際には全く異なる記載をしており，明らかな使い分けを行っている点である。次に紹介する「耐姆過彝族那氏墓碑」は現在武定県耐姆過村にあり，耐姆過村は漢語では「新衙門村」と呼ばれ，前述那振興の生地でもある。漢文の銘に「那世哲・那沙氏夫婦合葬墓」とあり，乾隆42年（1778）に立てられたというこの墓碑の漢文部分には，冒頭の記載は「先祖は“朶吐姆谷”―彝族の神話で祖先たる六兄弟が分れた後，５番目の“徳布”氏族の発祥地：現在の雲南省東北部巧家県付近に比定―を発祥とし，我々は“慕雅克”―彝族の神話で“徳布”氏族の開祖―の子孫である」（朱 1988：42-43）と彼らの神話的歴史に則って記載されており，そこには官に向けて提出された漢籍の記載に全面的に沿った記載の形跡は皆無で，彼らの文化伝統は依然強固に保存されていたことがわかる。

それゆえ1941年，著名な言語学者として知られる馬学良が彝語の調査のため武定を訪れた際，那氏の子孫が「蔵経楼」に保存していた文書には漢文だけでなく多数の彝語による文書も存在しており，さらに周辺の司祭たちも広汎に彝語経典を保存していたことで，のちの彝語・彝文研究に豊富な資料を提供することになったのである（馬 2000：138）。


図２　木的黒彝族李氏


図３　木的黒彝族高氏

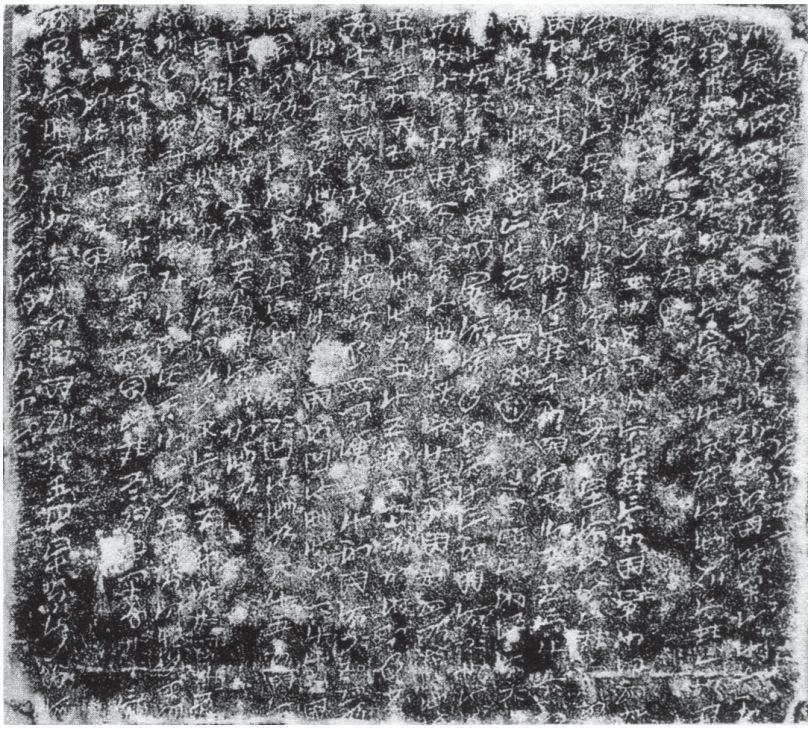


図 4　耐姆過那氏墓碑

7 おわりに

さいごにこれまで述べてきた内容を概括する。

さきに神戸氏が指摘したとおり，那氏土目は清朝にいちはやく帰順し，同族鎮圧の戦役で軍功をたて，その際は土職を返還して清朝文官への志向をみせ，かつ清朝の末端行政を担っていく役割をはたした。そのため「(那徳洪は) 民族の文化・伝統保持に固執するより一層「漢化」していく道を選択した」と結論づけられたのである (神戸 2002)。

確かに王朝統治下においてそもそも「漢文」による大量の史料を遺していた点，またその内容からも那氏は清朝における行政システムに高度に適応していたとみることができる。しかしそれを単純に漢化の指向と捉えることには注意が必要であろう。なぜなら一族内内紛の際，北京へ直訴「京控」を行う際は「雲南民人」の身分をなのり異民族イメージを払拭するかのように振舞ったのに対し，移住民問題に際しては擾乱されるあわれな“辺夷”イメージを主張，官から有利な対応を引き出そうと振舞っていた。しかも官に提出する系譜では中国的価値観に沿った歴史を陳述するも，民族文による墓碑では依然神話的世界観を強固に保持してもいた。

ここから「官」に対するスタンスもたぶんに戦略的であったことが伺える。それは，

王朝による民族政治体の解体過程 ── 直轄地化の際は，王朝システムの一環に与することが有利であったことから，那徳洪のように清朝文官としての身分を欲した。しかし時代が下り，漢族移住民の浸入による地域秩序の動揺を訴え，官に対して保護を訴える際は那振興の陳述にみられるように，よるべない「辺夷」として移住民の規制を求めることが有利に働くと考えられ，実際にそのようにふるまったのである。しかし一方で那耀宗の一件のように一族間で内紛が起こり，在地における正統性を主張する際には異民族イメージを払拭するかのように「雲南民人」として官に対する申し立てを行うなど，文書行政システムを媒介に自らにとって最も効果的なイメージをまとい戦略的にふるまっていたのである。

つまり彼らは中国式の文化に高度に適応しつつも依然自らの伝統も保持していて，状況に応じて最も効果のある言説を選択的に表出・行使していたのであり，じつに巧妙な生存戦略を講じていたことが理解できよう。

注

1）国務院人口普査辦公室・国家統計局人口和社会科技統計司編2002。

2）19世紀以降，四川涼山地区では民国期にかけて周辺漢族社会との対立が先鋭化し，中国政府の実効支配が及ばない Independent Lolo「独立玀玀地域」が出現した。事実，1909年に設置された昭覚県は1919年に彝族により県城が破壊され，人民共和国成立まで復興できなかった。

3）この時期の中国西南地域の移民状況については李（1983）参照。

4）土司の継承の際は継承関係を証明する系図と供述書・地方官及び近隣土司の証文・土司任命書の原本をあわせて省の長官に提出する必要があった（龔 1992：123）。

5）「禀復盗砍樹木事」（道光三年四月十九日）
「…土目遵查茂連鄉井衣基辺夷地界内所蓄之樹木自祖及今已歷一百余年之久，非数載所能培養。凡相近之地無一軽為砍伐，且相隔数十里兼山深林密系人跡罕至之区。詎料会理州匠人胡朝相于本年三月内帯領工人在土目井衣村夷地辺界内造鑿大小風箱七筒，推風板六塊，有界内之人查明報知，土目方知此情，是以令人抬回。…伏乞仁恩，俯念辺界夷地培養樹木之艱難，賞准封禁，一杜日後異地盗砍之弊…」（楚雄彝族文化研究所 1993：93–94）。

6）「禀明霸山焼炭事」（道光四年正月二十七日）
「…于去歳十二月内有四川漢奸起発祥等私自前来茂連鄉本巧木各嶺内所有蓄養封禁之樹尽被伊等盗砍焼炭。各号界止懇請駆逐，以静夷境等情。…果有起発祥，王騙匡等二十余人在彼盗砍樹木焼炭。土目当即伝知各村里長跟同将起発祥等尽行駆逐過江。…誠恐伊等故志後萌仍入茂連辺界借端滋事，…伏乞上恩俯念地方為重，賞給告示三張，幷諭志里渡口謝満大等厳行禁止。…」（楚雄彝族文化研究所 1993：94）。

7）「有害夷地事」（道光四年三月二十三日）
「…豊楽堡起登雲，張德等勾串川匪起発祥，王鞭匡聚等衆数十余人在土目界内井衣等村蓄養封禁龍潭樹木盗砍焼炭，硬然強奸盗窃賭博，肆行無忌，以至夷衆受害…」（楚雄彝族文化研究所 1993：95）。

8）「具禀川人擁入昂木当界内住賞干差協同里長駆逐出境事」（道光十一年三月初三）

「…于二月前有川匪人丁十余戸擁入昴木当界内住坐，該里長等駆逐，硬行坐視不理等情。据此土目屢着土役協同里長前往該処駆逐，伊等口称，普天下地土，普天下人民居住耕種等語。土目窃思，住坐耕種亦属当然。但人上数十戸，其中不無奸拐匪類情事，不得不据情稟明，伏乞上恩，賞賜干差協同該里長張子芳等駆逐出境。以浄夷地，以免滋擾…。」（楚雄彝族文化研究所 1993：20）。

9）野本敬 2010：215–219。

10）楚雄彝族文化研究所 1993：67–72。

11）「有害夷地事」（道光四年三月二十三日）
「縁土目与会理州沙澄清係属郎舅于道光二年正月内沙澄清親顧家内，言及川地柴薪艱難，向土目取討樹木焼炭自用，土目妻弟討樹豈有不允之理，故此着人将洒補茲作一嶺一箐之樹一千余棵踏明交給。…」（楚雄彝族文化研究所 1993：95）。

12）「有害夷地事」（道光四年三月二十三日）
「男婦哭奔土目告言，龍潭乾枯不能完納銭糧租石，毗連村寨難以在此居住…」（楚雄彝族文化研究所 1993：95）。

13）「盗売古樹案」（道光十一年正月十三日）
「…土目具稟那繩祖・李占魁等盗賣古樹等情一案，已蒙前州主訊明，実系盗賣。断令那繩祖・李占魁等繳還姚正清樹価銀両，出具永不敢盗賣神樹甘結及限約在案。迄今十月有余，而那繩祖・李占魁等不惟違限抗繳銀兩，愈加肆行無忌夥串環洲甸李朝棟・族人李聯芳・李占魁・姚正清等，約定於本月十六日帶領數十余人硬行搶砍那姓合族以德古樹，那姓若有阻撓，伊等一齊動手殴打等語。…土目再三思維，若不據実稟明，誠恐果被伊等搶砍，互相殴打，至滋事端…」（楚雄彝族文化研究所 1993：133）。

14）『那繩祖上訴那振興得勢霸尽欺生滅死叩恩劈断事』（道光十一年二月二十四日）
「…本年二月十八日拠文生那繩祖詞称，縁生祖与那振興之祖有弟兄三人。分支自古各以手種山場，各蓄各樹。道光五年，被那振興恃長誣控生以德蕎麥之地業経有案実系生祖創業，并非公山。去年二月内，李占魁引領筆姑客到生家内買以德之樹，作價銀六十両入手賠欠。…于本年正月十一日振興領数十人牽牛搶祭生界内之木，并盗売生合宗石堂之樹。與四外何世甲，改材板，搶奪生租二石五斗。伊享無糧之田，生賠無租之糧，百般欺霸，圧族為奴…」（楚雄彝族文化研究所 1993：134–135）。

15）「那振興稟那繩祖横衿悖結，混控架詞隠懲悪胆包天目無王章」（道光十一年三月）
「…但下情不伸，上天難知。竊土目之曾祖那德博・那德厚弟兄二人分家。大曾祖德溥生祖挺秀・拔秀・特秀弟兄三人分家。挺秀生宗元・宗良・宗善，拔秀生宗文，特秀生宗望…（中略）……更可悪者，伊在万德謀継，四月何即詐称立嗣…後因争繼不遂，愈加陥害汚辱土目生父墳墓，挖掘土目嗣父母墳脈，盗賣土目合族旗神古樹，土目百般隠忍。今又誣控土目搶奪伊租等情。…懇天嚴究，歴歴究懲，以做刁風而杜霸謀，頂恩無既矣。（楚雄彝族文化研究所 1993：135–136）。

16）「盗売古樹案銷案遵結」（道光十一年三月三十一日）
「…其姚正清・林秉芳等実属誤向那繩祖承買土目合族公山樹木，価銀六十両。…日後那繩祖不得私行盗売合族山場樹木，二比允服。…」（楚雄彝族文化研究所 1993：136）。

17）彝族の森林への認識については現代の調査報告に基づく同様の指摘がある（王 2001：109–117）。

18）「那聯第瀝陳懇恩賞准移街場事」（道光十一年九月二十三日）
「具呈那聯第・楊正春住茂連郷満徳坪・乍賁村，離城一百八十里，為請示准移便民利賦事。竊

城有市，而郷之有場，原為通商買而聚貨物，則国課有賴，民生得便。…」（楚雄彝族文化研究所 1993：81）。

19）「遵将那聯第・代光照等糾約川匪私設街場縁由逐一開明呈閲」（道光十一年十一月二十八日）
「一那聯第等于本年六月内在乍賁楊正春練産及馬旦平山脚二処設立牛・羊・鼠・馬四街。但查茂連地方尽属愚民，距州窵遠，界連川省。若一設街，断無不受其盤剥擾攘情事，兼又深山密穽易蔵奸匪。倘不禁止，誠恐五方棍徒叢集釀成巨案，関係匪浅。土目曽経二次具稟州主在案。合将那聯第等設街縁由所据実稟明。伏乞上恩賞准禁止，以杜擾害，而安辺夷，頂恩無暨矣。道光十一年十一月二十八日在文昌宮官庁内投逓在参府大老爺関処。」（楚雄彝族文化研究所 1993：84–85）。

20）「彭集賢等自願到別地另行生理，再不敢私設街場」（道光十一年十二月二十日）
「…彭集賢・魏世珍・羅順祥・林玉順・陳貴・田裕昇等係四川人氏，…小的等実属私設街場・建蓋房子，小的等自知情罪，懇恩趨釈免究。小的自願限至本月二十六日将建蓋之房子一并拆毀，往別地另行謀生。再不敢私設街場，亦不敢愈限過期，如違倍罪，限状是実。」（楚雄彝族文化研究所 1993：85）。

21）「稟明封禁志里渡口事」（道光十一年十二月二十三日）
「…稟為懇恩禁止志里渡口，以杜川匪，以安辺夷而便駆逐事。…土目復查那聯第等糾約設街之川匪賊盗，倶由禄勧県属志里渡口而来。若不稟明封禁，誠恐川匪相率而来。一時難以駆逐。兼之隣近私街，以及志里渡口順路，各村夷民被賊擾攘，無所底止。…」（楚雄彝族文化研究所 1993：86）。

22）井衣村は道光３年に四川人が渡河して盗伐を行った土地。おそらくその後も封禁措置は実質的な効果は少なく，人口の流入は阻止できなかったのかもしれない。

23）「呉朝貴報称黒夜搶擄殴傷人口報懇転稟急究事」（道光十一年十二月初五日）及び「因傷身死・報懇転稟験究」（道光十一年十二月十三日）（楚雄彝族文化研究所 1993：110–112）参照。

24）「呉朝貴誣告悔結」（道光十一年十二月十九日）
「具悔結人呉朝貴，係四川人氏，寄居茂連郷井衣村住民。…自思其所控情詞内有王鴻順等行使仮銀換与小的是実，并無殴搶情事。係因前土目那□□恐小的在伊地方滋事，要将小的駆逐，故小的仮以殴搶之情陥害。…」（楚雄彝族文化研究所 1993：113）。

25）「再不敢冒昧胡稟」（道光十一年十二月二十三日）
「…土目実属冒稟，蒙恩免究，情願出具甘結存案。…再不敢冒昧胡稟，如違倍罪。甘結是実。」（楚雄彝族文化研究所 1993：114）。

26）「有害夷地事」（道光四年三月二十三日）
「土目現受朝廷頂戴，有約束夷練之責，不敢混行逗留一切匪人。」（楚雄彝族文化研究所 1993：95）。

27）「稟復暮連郷栽種罌粟事」（道光十一年三月）
「…照得民間栽種罌粟有干例禁，業経本州出示厳禁。…該土目那振興遵照速即查明該管村寨，如有栽種罌者，立即率領頭目人等逐一鏟除尽浄…惟有那繩祖在以徳界内栽種罌粟二塊，当即同天差梅発等尽行鏟除。又查到多照歹惟祖箐族人那聯第界内有周玉順在彼栽種罌粟一箐，土目即飭令那聯第尽行鏟除，…奈周玉順不惟不肯鏟除，反逼令土目只管稟州。又口称，明系挟仇，若必要鏟除，我必同那姓要翻旧案等語。…」（楚雄彝族文化研究所 1993：252）。

28）清高宗実録巻1396
「乾隆五十七年二月乙巳（1792年２月27日）…雲南民人那耀宗呈控伊兄那顕宗謀占家産，誣伊為朱亦甫之子。又拠民人富如山，廈則呈控那顕宗霸占伊処房地什物，歴控本省各上司，倶不

為審辦一摺。此案那耀宗等，屢経在本省控告，何以該地方官宕延数載並不審辦結案。今那耀宗等不憚萬里遠，赴京師呈控，恐其中不無冤抑情事，自未便仍交該省督，撫查審，致滋廻護。」

29）清高宗実録巻1402

「乾隆五十七年四月辛己（1792年６月２日）…軍機大臣等議奏欽差湖南巡撫姜晟等奏称，雲南民人那耀宗在京呈控伊兄謀占家産，誣為朱亦甫之子，審属虚誣。請照例治罪。得旨，此案那耀宗本係朱亦甫之子，并非那嘉猷所生。業経在本省歴次審結有案。今復妄希分得家産，輒行添捏多款，赴京呈控，情殊狡詐。僅照例問擬充軍，不足蔽辜。那耀宗著発往伊犁充当苦差，以示懲儆。余依議。」

30）「彝賦偏累事」（雍正二年四月十四日）

「茂連地方山高田少，土薄水寒…」（楚雄彝族文化研究所 1993：75）。

31）何耀華1986『武定鳳氏本末箋証』雲南民族出版社，108。

32）『明史』巻311四川土司伝：

「東川，芒部諸夷，種類皆出於羅羅。厥後子姓蕃衍，各立彊場，乃異其名曰東川・烏撒・烏蒙・芒部・祿肇・水西。無事則互起争端，有事則相為救援。」

33）意訳：「自古人之道，以孝為先；緬懐和報答父母恩徳，特選吉穴遷建此墓。祖宗歴代血統純正・干浄，使子孫獲得綿綿福祿。後代子孫要切記永遠保持純正・干浄的血統。（此墓）乙山辛向。紫姆羅婺氏族子裔高富林夫婦福墓。長子阿紋，長孫朱蘭・海勝；次子阿任，仲孫鐘鐘・阿特・色惹；三子阿徳，季孫茲惹。四子額進，女婿及外甥　同立　大清皇帝道光二十三年二月十六日　虎日吉旦遷葬。」（朱 1998：108）

文　献

楚雄彝族文化研究所編

1993 『清代武定彝族那氏土司档案史料校編』北京：中央民族学院出版社。

方国瑜

1984 『彝族史稿』成都：四川人民出版社。

何耀華

1986 『武定鳳氏本末箋証』昆明：雲南民族出版社。

胡慶鈞

1981 『明清彝族社会史論叢』上海：上海人民出版社。

龔蔭

1992 『中国土司制度』昆明：雲南民族出版社。

国務院人口普査辦公室・国家統計局人口和社会科技統計司編

2002 『中国2000年人口普査資料』北京：中国統計出版社。

神戸輝夫

1993 「清代雍正朝期の改土帰流政策　烏蒙・鎮雄両土府の場合」『大分大学教育学部研究紀要』15（2）：450-437。

1994 「清代雍正朝期の少数民族統治について―改土帰流後の烏蒙府を中心に」『大分大学教育学部研究紀要』16（1）：92-77。

2002 「清代雲南武定県彝族那氏土司の活動について」『大分大学教育福祉科学部研究紀要』24

(2)：253-268。
菊池秀明
2005「一九世紀前半の四川涼山彝族地区における民族関係とその影響―台湾故宮博物院所蔵の档案史料を中心とする分析」塚田誠之・長谷川清編『中国の民族表象　南部諸地域の人類学・歴史学的研究』pp.57-92，東京：風響社所収。
栗原悟
1982「明代彝族系土司にみられる種族連合の紐帯　彝族（ロロ・ノス系）の民族史的研究の一考察」『東南アジア 歴史と文化』11：101-124。
李中清
1983「一二五〇年―一八五〇年西南移民史」『社会科学戦線』1983年 3 期：pp.118-128。
野本敬
2010「金沙江流域的開発及其対民族地区社会・環境的影響」楊偉兵（編）『明清以来雲貴高原的環境與社会』pp.211-231，上海：東方出版中心。
大林太良
1970「中国辺境の土司制度についての民族学的考察」『民族学研究』35 (2)：124-138。
潘先林
1999『民国雲南彝族統治集団研究』昆明：雲南大学出版社。
秦和平
1998『雲南鴉片問題与禁煙活動』成都：四川民族出版社。
佐竹靖彦
1989「瀘州江安縣生南耆」『劉子健博士頌壽記念宋史研究論集』pp.243-265，京都：同朋舎所収。
武内房司
1997「西南少数民族―土司制度とその崩壊過程をめぐって―」編委会（編）『明清時代史の基本問題』pp.581-606，東京：汲古書院所収。
唐立（編）
2008『中国雲南少数民族生態関連碑文集』京都：総合地球環境学研究所。
万永林・沈乾芳
2007「明清時期武定鳳（那）氏婚姻関係研究」雲南民族学会彝学専業委員会（編）『雲南彝学研究』第 5 輯，pp.261-278，昆明：雲南民族出版社所収。
王明東
2001『彝族伝統社会法律制度研究』昆明：云南民族出版社。
魏治臻
1989『彝族史料集』成都：四川民族出版社。
温春来
2008『従“異域”到“旧疆”　宋至清貴州西北部地区的制度・開発与認同』北京：生活・読書・新知三聯出版社。
張純徳・李崑
2007『彝学探微』昆明：雲南大学出版社。
朱琚元（編）
1998『彝文石刻訳選』昆明：雲南民族出版社。